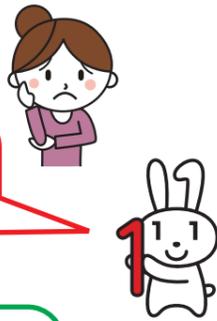


8 番号制度（国税分野）に関するよくある「ご質問」

Q 申告書等を提出する際、必ず個人番号を記載しなければならないの？

A 番号法整備法や税法の政省令の改正により、国税当局に提出される申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号を記載することが義務付けられています。したがって、申告書等を提出される際には、その提出される方や、扶養親族など一定の方に係る番号の記載が必要となります。



Q 個人番号の提供を受けられない場合、どう対応すればよいのか？

A 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合には、提供を求めた経緯等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは、提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

Q 個人番号を記載していない書類は、税務署で受理されないのか？

A 申告書や法定調書等の記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

Q 個人番号が記載された書類などの漏えいがあった場合、その管理・保管をしていた個人事業者や担当者は罰せられるの？

A 個人番号が漏えいした場合の罰則の適用は故意犯を想定したものとなっており、個人事業者が担当者（個人番号を扱う者）の指導等の一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに個人番号が漏えいしたとしても、直ちに、罰則の適用となることはないと言われています。なお、個人番号を取り扱う者が正当な理由なく故意に個人番号を含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科せられることとなります。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～22時
土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の [社会保険・税番号制度<マイナンバー>](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新してまいりますので、お知らせコーナーをご覧ください。



個人事業者のための 社会保障・税番号制度について

1 社会保障・税番号制度が始まります

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。国税の分野においては、平成28年1月から順次番号利用が開始され、申告書や法定調書などの税務関係書類を提出される方は、これらの書類に番号を記載することが必要となります。

2 個人番号（マイナンバー）の概要

個人番号（マイナンバー）は、12桁の番号で、住民票を有する方（住民票がある外国人を含みます。）に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。
※ 通知は、10月から順次発送が開始されますので、必ず10月中に届くということではありません。個人番号カードを受け取る手続きは、次のとおりです。

個人番号（マイナンバー）の通知から個人番号カードを受け取るまで

平成27年(2015年) 10月～

平成28年(2016年) 1月～

「通知開始」
(封筒の中身を確認)
個人番号（マイナンバー）は、簡易書留で送付されます。
● ①通知カード
● 個人番号カードの申請書と返信用封筒
● 説明書

(申請)
②個人番号カードを郵送またはオンラインで申請します。
● 郵送で申請する場合は、申請書と顔写真
● オンライン申請の場合は、顔写真の画像を添付し所定のフォームに入力
※ その他の方法も検討中です

(受け取る)
②個人番号カードは市区町村の窓口で受け取れます。受け取るためには、次のものがが必要です。
● 郵送された①通知カード
● 「交付通知書」(申請後郵送受領)
● 運転免許証など本人確認書類
※ 受領時には、オンラインでの本人確認等に使用する「パスワード」の設定が必要です

①通知カード (イメージ)



①「通知カード」とは、個人番号を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されます。

②個人番号カードは、「申請」が必要です。必要事項は、同封されている説明書類をご覧ください。

②個人番号カード (イメージ)



②「個人番号カード」とは、本人が市区町村に交付を申請し、①「通知カード」と引換えに交付を受けるカードです。

「個人番号カード」には、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人写真が表示され、身分証明としても使用できます。

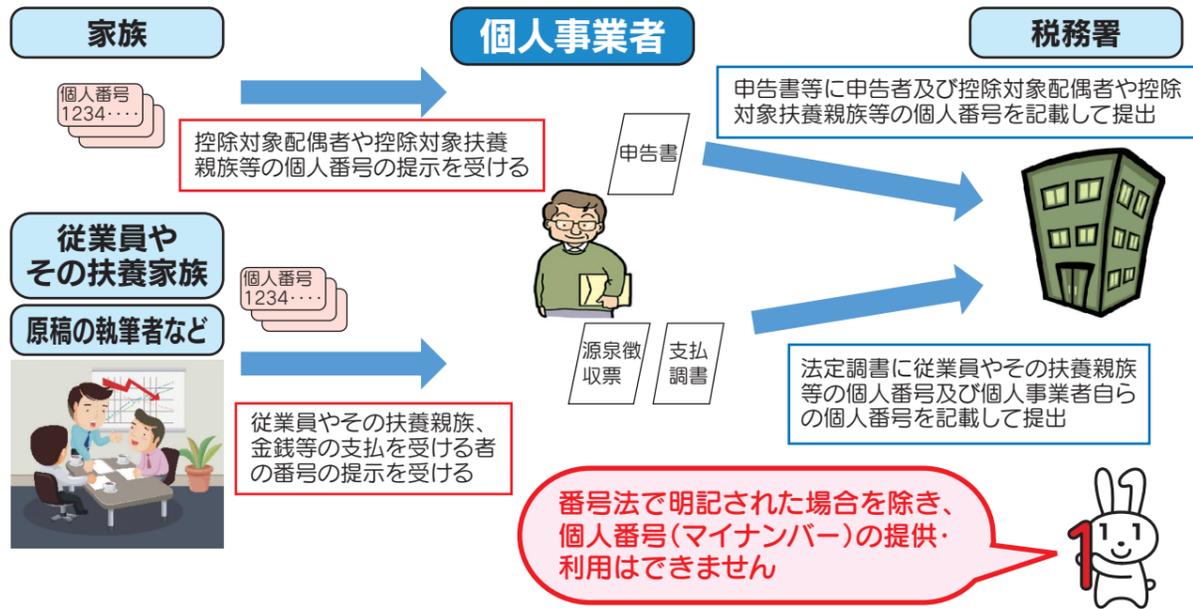
※ ICチップに記録されている電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。なお、ICチップは、税や年金情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。
※ 「住基カード」は、有効期限まで利用できますが、「個人番号カード」との重複所持はできません。

マイナンバーは、生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

3 個人番号（マイナンバー）の利用・提供

- 個人事業者は、税務や社会保障関係の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
 - 個人事業者は、従業員からマイナンバーの提供を受け、税や社会保険の手続を行うことになります。
- ※ 税の手続において、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

番号を記載して申告書や法定調書を提出するイメージ



4 個人番号（マイナンバー）の取得

個人事業者は、取引先や従業員（アルバイト等含む）の個人番号（マイナンバー）を取得する際は、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な「本人確認」を行う必要があります。

また、取得する場合は、「利用目的」をきちんと「明示する」必要があります。

※ 従業員が、扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出する場合は、従業員自身が扶養親族の「本人確認」を行うこととなるため、個人事業者が扶養親族の「本人確認」を行う必要はありません。

なお、「本人確認」は、次の「A」又は「B」により行ってください。

A 「個人番号カード」を持っている場合

「身元確認」と「番号確認」の両方が、カードのみで可能です。



B 「個人番号カード」を持っていない場合

以下のもので、「身元確認」と「番号確認」を行ってください。

身元確認…運転免許証or パスポートなど
番号確認…通知カードor 住民票（マイナンバー付き）など



※ 従業員で、身元の確認が十分できている場合は、番号の確認のみを実施いただければよいとされています。

5 個人番号（マイナンバー）の保管・廃棄

- マイナンバーは、必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
翌年以降も継続的に雇用契約がある場合や一定の保存が義務付けられている場合 など
- 不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。
マイナンバーを事務で利用しなくなった場合や保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、廃棄や削除を前提に、「保管体制」を確認してみましょう。



6 個人事業者における税務関係書類への番号記載時期

- ① **納税（所得税・消費税）申告書**は、平成28年分以降の確定申告書から記載が必要です。
⇒ 一般的な場合、平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）以降からです。
- ② **法定調書**は、平成28年1月1日以降に生ずる支払等に係るものから記載が必要です。
⇒ 一般的な場合、平成29年1月31日（期限）までに提出される法定調書から必要です。
- ③ **申請書や届出書**は、平成28年1月1日以降に提出するものから記載が必要です。

7 個人番号（マイナンバー）の安全管理措置

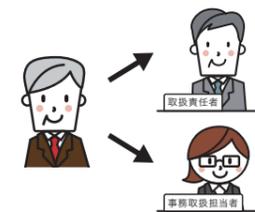
- マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に合わせた対応をする必要があります。

次のようなマイナンバーの「安全管理措置」を徹底させましょう。

組織的・人的安全管理措置

● 担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。



● 適切な教育

従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。



物理的・技術的安全管理措置

● シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備



● カギ付き棚を用意



● 取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



● ウィルス対策ソフトウェア導入
アクセスパスワードを設定



● パーテーションの設置や座席の工夫

● 覗き見されない座席配置

※ 事業者の規模に応じて対応してください。

※ マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられていますから、いま一度、対策の見直しとそれを踏まえた準備をお願いします。